

新潟支部会報



一般社団法人 大学女性協会新潟支部

2021 年 3 月

No. 3



「今年度の活動を振り返って」

共同支部長 田代信子

2020年度の活動は、新型コロナウイルス禍により支部総会が書面表決の形でスタートしました。予定していた7月、9月の例会・学習会は感染防止とオンライン準備不足のため中止を決め、10月の親睦会も感染防止の理由で中止しました。しかし、2021年2月の例会・学習会はオンラインと会場参加を併用して全国の会員にも呼びかけ、打越さく良さんによる会員講話会を開催できました。

支部が力を入れている奨学賞事業は、大学生が困難な状況にある時こそ行う意義があるという強い目的意識の中で、何度も議論を重ねて実施を決めました。本部国内奨学生と支部奨学生には予想以上の応募がありました。支部奨学賞の採用人数と授与式の形態についてもよく話し合い、例年より多い5名の優秀な学生の採用を決めました。授与式は感染防止を最優先にしてアルザにいがたの研修室で授与式だけの形にしました。参加会員の思いのこもった充実した授与式を行うことが出来ました。70年以上続いている新潟支部奨学賞の志は、学生の皆さんに伝えることが出来たのではないかと思います。

今年度は参考での活動はほとんど中止になりましたが、オンラインを例会や学習会、役員会に活用できました。本部主催の行事にもオンラインで参加しやすくなり、新しい可能性を感じた年になりました。

第71回 新潟支部授賞式開催

受賞者と論文要旨は p.4~5 に掲載しています。



授賞式開催日時：2020年12月5日（土）

AM10:00~11:30

会場：新潟市男女共同参画推進センター

(アルザにいがた) 307/308 研修室



・今年度の活動を振り返って	1	・日本女性大会参加報告	3
・第71回支部奨学賞授賞式開催	1	・支部奨学賞受賞者論文要旨	4、5
・2020年度総会報告	2	・2月例会、学習会報告	6、7
・本部行事への参加報告	2	・掲示板（今後の予定、諸連絡等）	8

<2020年度総会報告>

共同支部長 登坂美江子

2020年度の総会は書面決議で行われました。会員数32名のうち25通の表決書をもって総会は成立し、第1号議案の2019年度事業報告と決算報告、第2号議案の2020年度事業計画と事業予算が承認されました。報告及び計画の詳細については送付されている総会資料をご覧ください。当初は会員が集って4月25日の開催を予定して4月1日付で案内を発送いたしましたが、コロナ感染の拡大はいっこうに収まる気配もなく、幾日も経ないで、会員の安心安全を考えて開催を中止して議案の決議は書面で話し合い、役員の総意で中止が決定されました。急遽、書類の整備、表決書の用意とあわただしく準備が進められました。再度の総会案内となってしまいましたが、会員の皆様のご協力で総会が成立し、議案が承認されたことを感謝申し上げます。その後全国に緊急事態宣言が発令されるに至って、早いうちに書面決議の判断をすることができたことは幸いでした。

計画した事業は中止になつたり思うようにいきませんでしたが、支部奨学賞は十分な注意を払い、形を変えて簡素に実施することができました。感染は第2波、第3波と続き、今後の見通しも難しいものがありますが、何とか工夫して乗り越えていきたいものと思います。

<本部行事への参加報告> オンラインで参加

田代信子

■JAUW全国公開シンポジウムに参加して 2020年10月18日（日）（会場：TIME SHARING 四谷B）

新型コロナウイルス禍が教育について与えた問題を追及する講演会とパネルディスカッションで構成されたシンポジウムでした。第一部のJT生命誌研究館名誉館長の中村桂子氏の基調講演は、人間と神と自然の関わりについて広範囲のお話でした。「人間は自然と共生していかなければ命を繋いでいくことは不可能であり、コロナ禍がそのことを伝えている。生きる力に必要なことは、笑顔で自ら考えて行動できる能力を身につけることである」

第二部の神奈川学園中学高等学校教諭中野真依氏、ふじママサロン主宰本田さくら氏、奈良支部会員で元奈良女子大学付属中等学校副校長の中道貞子氏によるパネルディスカッションでは、「コロナ禍は教育の進化の時であり、自ら学び取る力をいかに育てるかが大切である。市民の声が暮らしを変えるので、教育の平等を目指して学校と保護者と地域が連携してみんなで育てることが大切。疑問を自分の頭で考え問題が解けた感動を体験できれば、学びの面白さが実感できていく。」等の提案より多くを学ぶ機会となりました。詳細は本部発行の報告書「JAUW公開シンポジウム2020 教育・ジェンダー・共生」を参照していただきたいと思います。初めてのオンラインと会場参加併用のシンポジウムとなり、遠方の会員は参加しやすくなったと思います。

■全国支部長会報告 2020年11月15日（日）（会場：大学女性協会本部事務所）

今年度は定時会員総会が書面表決で議決することになりましたので支部長会は対面とオンライン併用で開催されました。全国17の支部長、JAUW会長、理事15名が参加しました。加納会長の御挨拶の後、理事の自己紹介と委員会の説明、支部長の自己紹介と活動が紹介されました。どこの支部も会員の高齢化と実働会員の減少の問題が今回も共通の課題として挙げられました。そのような現状のなかでも会員が楽しめる同好会を作つて親睦を深めたり、行事の企画は出来ないが参加型で活動したい等、それぞれの支部や地域の特徴を活かした活動紹介を聞くことが出来たことは有意義でした。

本部からはJAUWのホームページが新しく刷新されたことと、JAUW手帳を制作検討中であることが紹介されました。支部からの質問の回答の後、今後支部からの質問にはしっかりと答えていきたいという終わりの言葉で初めてのオンライン支部長会は終了しました。





国際婦人年連絡会主催 2020 年 NGO 日本女性大会参加報告（オンラインで参加）

高橋令子

「私たちは黙らない、女性の権利を国際水準に」

2020 年 11 月 8 日（日）

国際婦人年連絡会主催の日本女性大会に本部からの参加要請があり、興味深く参加させていただきました（JAUW はこの連絡会の加盟団体）。1995 年に北京で開催された国連の第 4 回世界女性大会には、日本からも多数参加して、その後の日本各地における男女共同参画社会の推進にむけて尽力してきました（男女共同参画基本法制定は 1999 年）。新潟からも大勢参加したのが昨日のことのようです。「北京行動綱領」で採択された男女平等への指針と日本国内での進捗状況を思う時、その牛のような歩みに溜息をつきたくなるのは私だけではないと思います。そんな想いを参加者と共有できる内容で、これから展望もありとても有意義でした。

<2020NGO 日本女性大会プログラムより>

会場：昭和大学上條記念館

・基調講演「世界はどうかわったのか～北京女性会議から 25 年目を迎えて」

講師：弁護士、元国連女性差別撤廃委員会委員長 林陽子さん

・パネルディスカッション「私達は黙らない、共に希望ある世界へ」

パネリスト：立教大学名誉教授、“人間と性”教育研究協議会代表幹事 浅井春夫さん

参議院議員、弁護士 打越さく良さん（新潟支部会員）

ラブピースクラブ代表、作家 北原みのりさん

基調講演では、弁護士で元国連女性差別撤廃委員会委員長の林陽子さんが、国連の北京女性会議から 25 年目を迎えた日本の状況分析をふまえて、今後の課題について講演されました。日本のジェンダーギャップ指数が 2020 年で 121 位と先進国中で大変低い状態です。ジェンダー先進国ではどのような取り組みがなされてきたのか、日本の NGO はこれから何をすべきかについてお話しされました。

ジェンダー指数が高いアイスランドやスウェーデンなどの北欧諸国は、国民の年間所得も日本より高いです。ここでの共通点は、長期にわたるリベラル政権、国民の高所得、高負担高福祉、国の再分配の透明性の高さ、女性首相や大統領がいたこと、などがあげられます。

からの日本における男女平等への課題を 3 点にまとめて解説されました。

平等への課題 ① 法律に残る差別をなくそう 民法：「夫婦別姓制度の導入」「再婚禁止規定の見直し」

労働法：同一労働同一賃金、セクハラの禁止、3 つの ILO 条約の批准（111 号差別待遇

189 号家事労働、190 号仕事の現場のハラスメントを減らす）、税法、刑法、年金法制等

平等への課題 ② 間接差別を規制しよう～欧州の経験に学ぶ

平等への課題 ③ 包括的な差別禁止法を作ろう

②「間接差別」は、表面上は差別されていないようでも、一方の属性が極端に不利な状況に陥っている状態をいい、欧州人権裁判所の人権条約では禁止されています。日本では約 96% の女性が結婚後に男性の姓を名乗っている状況は間接差別にあたるので、第 5 次男女共同参画社会基本法の中に「間接差別の禁止」を入れるべき、と主張されました。しかし、その後の基本法検討審議の中でその提案が削除されたことは誠に残念なことでした。

パネルディスカッションでは、新潟支部の会員でもある参議院議員の打越さく良さんが、「コロナ禍であらわになったジェンダー平等」として、特別定額給付金が世帯主に給付されたため一人親などに届かない現実があった事を話され、世帯主制度の問題と夫婦別姓の必要性にふれました。新潟支部の 2 月学習会で、その内容についてさらにくわしくお話を伺うことができ、理解を深めることができました（本会報 p.7 参照）。



課題：「女性が活躍する社会とは」

副題：自由

2020年度 第71回新潟支部奨学賞 受賞者論文要旨

『女性の平等性を確保する社会を目指して』

趙 蓉俊子 ようしゅんこ

新潟大学大学院現代社会文化研究科博士後期課程 1年

本稿は、女性の平等性を確保する社会を取り上げて考察するものである。特に政府や企業などの支援策がどこまで打ち出されるかに着目する。これをもとに、女性は活躍しにくい影響や原因を把握した上で、国や企業の対策がどこまで進んでいるかを調べる。それに、国や企業の果たすべき責任の大きさと、今後の課題を明らかにしたい。

女性がもっと活躍できる社会を作るために、主に4つの壁を乗り越える必要があり、それぞれは雇用形態の男女格差、女性の昇進の不平等、女性の離職率、新型コロナ感染拡大の影響である。

これらの問題に対し、国は産前産後のサポート体制を整え、ハラスメントを撲滅する環境を作る必要がある。企業は柔軟な労働時間を調整し、有給休暇取得や福利厚生などの政策を打ち出したほうがいいと考えられる。

『性別を気にせず働く社会・マインドへ』

藤田 鈴香

長岡技術科学大学大学院工学研究科修士課程 2 年

男女共同参画社会が目指されるなか、私が働くことを目指す高等専門学校（高専）の教員の公募では、女性教職員の比率が低く、高めるために女性優先の旨が記載されている。高専では、女子学生の比率も少なく、更に大学編入や大学院進学をする工学系女子の比率はより低くなる。こういったことから、高専の現場の事情を知った女性教員は特に少くなり、その成功体験を聞くことができないために進学を志す女子学生が少ない、といった悪循環を生む。私は、自身の成功経験を積んだり、他者の成功経験を知ったりすることで、自分を更なる成功に導くためのマインド作りが非常に重要であると考えている。現在はその女性の母数が少ないため優先公募を行うことは有効だが、ゆくゆくは優先ではなく平等に公募し、男女ともにより優れている者が採用されるべきだと考える。女性教員が少ない理由に、その働きにくさがあるためそれを改善する社会の仕組みも重要なと考える。

『すべての人が輝ける選択肢を考える』

宮本 黎美

長岡技術科学大学大学院工学研究科修士課程 1 年

2020年7月1日、「女性活躍加速のための重点方針2020」が決定された。これは①女性の生活を支える安全・安心な暮らしの実現、②あらゆる分野における女性の活躍、③女性活躍のための基盤整備の三項目により構成されている。また、世界から見た日本の経済や政治はジェンダーギャップが大きいとされ、日本の経済と政治における男女差は国内外で大きな課題と見られている。

本小論文では、日本の経済と政治に着目し、ワーク・ライフ・バランス、リーダー育成、職業選択の多様性の三つの観点から、女性に限らずすべての国民が希望できる選択肢の増やし方について考察した。

『コロナ禍におけるジェンダー問題』

銅倉 溪

新潟県立大学国際地域学部国際地域学科 3 年

感染症の拡大に伴い、日本ではこれまで放置されてきた問題点が目に見える形で明らかになった。一定の職業における感染リスクの高さ、外出自粛に伴う家事労働時間の増加、家庭内暴力の増加、そして意思決定の場に於けるジェンダー不平等は全て女性を取り巻く環境の問題である。私たちはこうした問題を社会全体で広く共有し、女性が活躍することができる社会に向けて声を上げていく必要がある。コロナ禍に女性が大きな影響を受けた背景には根深いジェンダーに対する固定観念と差別意識があるだろう。だからこそ、男性も女性も平等に評価され、活躍することのできる社会のために、今私たち1人1人がフェミニストとして立ち上がりなければいけない。

『新たな働き方の普及と女性の意識改革』

松坂 優希

新潟大学教育学部社会学科 1 年

日本では現在も男性中心の企業が多く、女性が働きやすい環境とは言えない。「女性が活躍する社会」を実現するためには、「自分の能力を最大限に活かすこと」「仕事を継続したい」という前向きな意識を持ち、制度を活用する姿勢があること」が特に重要だと考える。しかし、妊娠・出産・育児をきっかけに仕事を離れてしまう女性が多いという問題点があり、時短勤務や在宅勤務など、育児中も何かしらの形で働ける環境をつくることが大切だと考える。今年は新型コロナウィルスの影響でテレワークや時差出勤といった柔軟な働き方が進み、女性活躍の可能性を広げたとの見方もある。今後の女性の働き方について、政府や企業の支援策も重要であるが「継続的に働きたい」「目標に向かって頑張る」など女性自らの強い意志も必要だ。柔軟な勤務形態を積極的に利用し、一人ひとりの能力が十分に発揮されることによって「女性が活躍する社会」は実現されていくに違いない。

授賞式の様子



学生のスピーチ



<2020年度 ベトナム国の奨学生への支援状況>

新潟国際ボランティアセンター代表 三上杏里

- ・ホーチミン市食品産業大学3年 チュオン・チェウ・ヴィさん
 - ・第二労働社会大学1年 ボ・ティ・ヒュエン・チャンさん

1998年より新潟国際ボランティアセンター（NVC）のベトナム奨学金制度を通じて、（一社）大学女性協会新潟支部さんから女子学生を支援していただいております。現在サポートしているのは、2018年度に入学したチュオン・チェウ・ヴィさん。彼女は貧困層の家庭出身で、一時期はシェルターで生活していたこともありました。そのような状況であるにも関わらず、学問を続けたいという強い意志を持っております。将来は食品安全検査に携わる仕事になりたいという夢を持ち、日々頑張っております。

<2月例会、学習会報告> 会場：新潟市市民活動支援センター（ニコット）、オンラインと併用で開催

◆2月例会報告 2021年2月27日（土）16:00～16:30

- ・支部国際奨学賞（ベトナム奨学生の選考は3月の予定）
- ・会報の状況（今年度は1回、年度末に発行予定）
- ・次年度の活動（総会は書面決議で行う、例会開催は状況に応じて、授与式開催は今年度同様を予定）
- ・次年度役員選考（12月に選考委員会を立ち上げて実施）
- ・連絡（協会HPがリニューアルされた）

◆社会学習部学習会 同日 13:00～16:00

社会学習部会長 大渕智絵

「今だから、オンラインでコミュニケーションを広げよう 講話『弁護士の活動から』」

お話 打越さく良さん（当支部会員、参議院議員、弁護士）

参加者：新潟支部13名、外部サポート2名、全国の会員13名 計28名

会場での参加8名（会員6名）、オンラインでの参加20名（会員7名）

恒例の会員講話、今回は打越さく良さんより主に弁護士活動の中から女性に関する社会問題等についてお話をいただいた。会員からは夫婦別姓や新型コロナウィルス感染禍における結婚・離婚の状況など事前にリクエストが寄せられ、打越さんはそれに合わせた資料を作成するなど丁寧にご準備をくださった。講話の内容は充実しており、後段に詳細を記載する。

今回の学習会は「オンライン会議アプリケーションの活用」そのものも目的としており、会場とオンライン2通りの参加方法を選べるようにし、全国の会員からも参加を募った。

運営報告

【事前準備】サポート体制の旨を告知しており、設営とサポートの時間1時間半、話1時間半、例会30分といった時間配分とした。参加者にはサポートの電話番号（3名分）、初心者向けのZoom操作方法マニュアルPDF、いくつかのお願いについて事前にメール連絡をしていた。回線環境など、自分が参加可能かどうかの問い合わせを受けた。会場での参加は密を鑑みて限定数を設けた（会場定員の半数未満）。外部サポートとともに会場下見を行い設営等打ち合わせた。

【当日運営】会場運営は責任者兼司会者1名、サポート担当（会員と外部あわせて）3名。パソコン4台。それぞれの主な作業内容は、Zoom操作、パワーポイント操作兼会場受付、電話受付兼設営となった。問合せの電話5本、メール再送依頼、音声不良など。

【反省点】オンライン会議を使用したことのない方にとっての第一歩を期待したが、それはとても少なかった。個別に参加を働きかける丁寧さや、各家庭でWi-Fiの普及が必要。講話前のサポートの時間を可能な限りとっていたが、計画していくできなかつたことも多くあった。操作マニュアル、連絡やお願いなども含めできる限り作業を当日に残さない入念な準備が必要。より良い名前表示を再検討、個別の表示文字数が少ないため。参加申し込みメールが届かないトラブルがあった。迷惑メールフォルダのチェックとともに、案内チラシに「〇日までに返信のない時は電話連絡を」といった記載が必要なようだ。

【感想】チャット活用の仕方、集合写真撮影など、参加者の提案や行いからもより良いZoom会議運営を学ぶことができた。外部からサポートを招いたのが成功した。支部の担当者は全体の運営を見ており、画面操作が多いセミナーはオンライン会議よりも複雑でZoomの操作と進行役を一人で行うというわけにはいかない。また、Zoomセミナーは事前事後のメール連絡が多くなるため、準備のための手数はたいへん多く入念な計画が必要。学習会の目的を果たせ、お話の打越さんはじめ皆さんのご協力に感謝したい。

講話報告 「弁護士の活動から」 講師：打越さく良さん**記録：吉谷美知子**

夫婦同姓は日本の伝統ではなく、1875年平民苗字必唱令によって戸籍で国民を氏と名字で特定し、1898年明治民法で氏=家の名称となり、婚姻によって夫の家に入る妻は、夫の家の氏を称し、その結果として、夫の氏による夫婦同姓となつた。つまり、民法上、夫婦同姓の規程はなかつた。その後、日本国憲法下で家制度は廃止されたが、民法第750条において夫婦同姓は残されてしまった。しかし、日本国憲法24条において、結婚は両性的合意のみで成立する横の関係であり家制度の縦の関係ではない。

1947年、司法省の議事録によると、役人達も日本国憲法下においては個人籍がベストであるが戦後の物質不足、手続きの煩雑さから見送られた。しかし、1950年代から夫婦別姓でよいという話は出ていた。

1996年法制審議会が夫婦別姓を選べる民法改正を答申したが、政府は法案として国会に提出しなかつた。1980年日本は女性差別撤廃条約に批准したのにもかかわらず、2003年～2016年にかけて民法750条は差別規定であるとして勧告を受けている。

1999年には、男女共同参画社会基本法が成立したが、それでも尚、夫婦別姓は実現していない。ここでも「平等」という言葉は使われず「参画」とされた。

2020年7月第五次男女共同参画基本計画でも「旧姓の通称使用拡大」が重視されバックラッシュとなつた。しかし、世論調査は賛成70.6%反対14.4%（2020年10月早稲田大学棚村研究室・全国陳情アクション）となり、別姓での婚姻ができないために法律婚を諦め事実婚にしたとの回答も1.3%あった。

コロナウイルス禍における「特別定額給付金」の1人当たり10万円の給付の受給権者は世帯主であった。実際、世帯主は98%以上が男性である。新潟市では行方不明だった世帯主が申請書だけ取りに来て届け出をして、また行方不明になつた。

しかし、若い人たちのジェンダー平等意識は変わってきており、2017年伊藤詩織さんが性被害を公表し、2018年財務事務次官がセクハラで辞任、緊急避妊薬を薬局で購入できるような運動も出てきて、2021年森喜朗東京オリンピック会長の女性蔑視発言に15万筆超オンライン署名が集まり辞任へつながつた。

コロナウイルス禍では、結婚、離婚、再婚も減少した。これは、法律事務所なども閉鎖になったのも関係しているかもしれない。

打越さんは、ご自身の政治活動において「子どもの保護」「被害者と子どもの居住の保護」を中心に、また精神面の暴力も保護命令の対象とし、同性カップルにもDV防止法が使えるようにしたい、とお話しを締めくくつた。



オンラインと会場参加者が全員集合



揭示板

…………今後の予定 諸連絡…………

2021年度の総会、例会、学習会、支部奨学賞授賞式の開催に関しては、コロナウィルス感染拡大の状況をみながら、その都度郵送等でご連絡いたします。

事情をお汲み取り頂き、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

＜現時点で予定している 2021 年度の行事＞

- ### ・総会　　書面表決

以下の行事の開催方法については役員会で協議の上、郵送等でご連絡致します。

- ・第72回新潟支部奨学賞募集、採用選考、授与式
 - ・例会、学習会は社会情勢を見ながら検討



＜外部団体の役員会等参加報告＞

	[参加者]
・新潟県立大学後援会総会	5月 書面表決 田代信子
・新潟県女性財団評議員会	6月書面表決、3月通常開催 高橋令子
・にいがた女性会議運営委員会	5月～4月 通常開催 大渕智絵
*新潟県立大学創立10周年記念募金	3万円を6月に寄附

＜新潟支部のリーフレットを作成しました＞

支部奨学賞受賞者の学生さんや、公開講座などへの外部からの皆さん向けに、当会の活動目的や歴史、実績などをわかりやすく編成しました。昨年度作成した試案を基にして、さらに役員会で協議しました。

会員募集も兼ねていますので、ご友人にもご案内いただけましたら幸いです。

<会費納入のお願い> この活動は皆様の会費で支えられています。

2021年度の会費8,000円を下記銀行口座にお振り込みください。6月末までにお願い致します。

同封の払込用紙をご利用いただくこともできます。

ゆうちょ銀行 一般社団法人大学女性協会新潟支部 00640-8-4146



編集後記

* * * * *

新型コロナウィルス感染予防のため、集会自粛が要請され、今年度の行事は奨学賞授与式とオンラインとの併用開催をした2月例会のみでした。そのため、会報も1回の発行とさせていただきました。来年度は皆様とお会いできますよう希望を持って暮らしたいと思います。それまで、皆様お元気でお過ごしください。

発行元
(一社) 大学女性協会新潟支部
田代信子